2)　その他鳥獣の保護を目的とする場合

上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

ア　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があって捕獲又は採取する場合。

イ　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

③　鳥獣の管理を目的とする場合

1)　鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2)　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

④　その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。

1)　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

2)　愛玩のための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別の事由があると都道府県知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。

3)　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

4)　鵜飼漁業への利用の目的

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。

5)　伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

6)　前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

⑶　わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

①　獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

1)　くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2)　とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

②　イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が４ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③　ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

⑷　許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

⑸　許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、⑼に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

⑹　捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

①　法第９条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。